

## 東日本国際大学寄附講座に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、東日本国際大学（以下「本学」という。）が、学外の個人又は団体（以下「寄附者」という。）から必要な経費の寄附を受け、本学において行う授業及び研究組織の運営（以下「寄附講座」という。）に関し必要な事項を定める。

### (目的)

第2条 寄附講座は、本学の教育理念に基づき行われる教育研究の発展及び充実を目的とする。

2 前項の目的を達成するため、寄附講座の設置及び運営にあたっては、本学の教育研究の自律性が確保されることに十分配慮する。

### (名称)

第3条 寄附講座については、当該講座における教育研究の内容を適切に表す名称を付すことを原則とする。また、寄附者が明らかとなる字句を付すことができる。

### (設置期間)

第4条 寄附講座の設置期間は、1年以上5年を限度とする。

2 上記は更新することができ、更新の際は申請時と同様の手続きを行う。

### (担当者等)

第5条 寄附講座を授業科目として設置する場合、科目主担当者は本学の教員とする。

2 授業担当者は学内外を問わない。

3 研究組織として寄附講座を設置する場合の運営については、別途定める。

### (申請)

第6条 寄附講座を設置しようとする場合は、寄附講座設置申請書及び関係書類を添えて学長に申請する。

2 寄附講座を授業科目として設置する場合は、資格審査委員会、教授会及び大学協議会に諮り、学長が設置の可否を決定する。

3 寄附講座を研究組織として設置する場合は、資格審査委員会、教授会及び大学協議会に諮り、学長が設置の可否を決定する。

### (経費)

第7条 寄附講座に要する経費は、原則として寄附者から受け入れるものとする。

### (事務)

第8条 寄附講座に関する事務は、大学事務局が処理する。

### (雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、寄附講座に関し必要な事項は、別に定める。

附則 この規程は、令和3年6月1日から施行する。

寄附講座設置申請書

年 月 日

東日本国際大学学長 殿

申請者\_\_\_\_\_

寄附講座の設置について、下記の通り申請いたします。また、授業担当者の履歴書を別添のとおり提出します。

1 設置する寄附講座の種類（該当するものに丸印をつける）

- ・ 授業科目
- ・ 研究組織

2 寄附講座の名称

3 寄附講座の設置目的及び期待される成果

4 設置期間

5 寄附講座の運営計画

6 寄附内容

7 その他